別紙１

東京都耐震改修促進計画（令和５年３月改定）概要

１　経緯・背景

・平成 19 年３月　東京都耐震改修促進計画策定
・令和２年３月　改定（特定緊急輸送道路沿道建築物等）
・令和３年３月　改定（特定緊急輸送道路沿道建築物等以外）
・令和５年３月　改定

今年度公表された、新たな被害想定やＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクトを踏まえ、新耐震基準の木造住宅や緊急輸送道路沿道建築物などの耐震化施策のバージョンアップを図るため計画を改定する。

２　改定の概要

（住宅）

【新たな目標の設定】

○耐震性が不十分なすべての住宅を 2035 年度末までにおおむね解消
○このうち、新耐震基準（1981 年）の耐震性が不十分な木造住宅（約 20 万戸）を 2030 年度末までに半減

【取組の方向性】

○2000 年以前に建築された新耐震基準の木造住宅についても耐震化の支援を開始するとともに、災害時でも居住が継続できる災害に強い住宅への取組を推進

（緊急輸送道路沿道建築物）

【取組の方向性】

○緊急輸送道路全体の通行機能を早期に確保するため、アドバイザー制度の拡充により合意形成等の課題解決をサポートするとともに、一般沿道建築物の耐震診断を促進

耐震化率の現状と目標一覧

建築物の種類	現　状		目　標	
特定緊急輸送道路沿道建築物	令和４年12月	92.6%（総合到達率）	令和７年度末	総合到達率99%、かつ、区間到達率95%未満の解消
一般緊急輸送道路沿道建築物	令和４年６月	84.3%	令和７年度末	耐震化率90%
住宅	令和２年３月	92.0%	令和７年度末	旧耐震基準の耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
	令和２年３月	89.1%（2000年基準）	令和17年度末	耐震性が不十分な全ての住宅をおおむね解消
マンション	令和２年３月	94.4%	令和７年度末	耐震性が不十分なマンションをおおむね解消
主な公共住宅	令和２年３月	91.9%	令和７年度末	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
都営住宅	令和２年３月	95.9%	令和７年度末	耐震化率100%
都住宅供給公社住宅	令和２年３月	99.5%	令和２年度末に耐震化率100%を達成	
特定建築物	令和２年３月	88.4%	令和７年度末	耐震化率95%
要緊急安全確認大規模建築物	令和２年３月	94.0%	令和７年度末	耐震性が不十分な建築物をおおむね解消
防災上重要な公共建築物	令和２年３月	98.5%	できるだけ早期に耐震化率100%達成	
都有建築物	令和２年３月	99.9%	令和４年度末	耐震化率100%
災害拠点病院	令和元年９月	96.3%	令和７年度末	耐震化率100%
民間社会福祉施設等	平成31年３月	91.3%	令和12年度末	耐震性が不十分な建築物をおおむね解消（うち自己所有の建築物については耐震化率100%）
保育所	平成31年３月	98.7%		
私立学校	令和２年４月	95.8%	できるだけ早期に耐震化率100%達成	
組積造の塀（通行障害建築物となる組積造の塀）			令和７年度末	耐震性が不十分なものをおおむね解消

※　特定緊急輸送道路沿道建築物については、令和17年度までに総合到達率100%を目標とする。

※　一般緊急輸送道路沿道建築物については、次回の計画改定までに緊急輸送道路全体での総合到達率等を指標とした目標年度や目標値を定めることを検討する。

※　住宅については、上記に加え、令和12年度末までに新耐震基準の耐震性が不十分な木造住宅を半減することを中間の目標とする。

※　特定建築物における令和７年度末以降の目標については、次回以降の計画改定時に定める。

※　民間社会福祉施設等の目標における自己所有とは、施設運営者が建築物を所有することをいう。